

自立と社会参加への支援

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの意思で、自分らしく生きるための支援や、地域の一員として芸術、文化、スポーツなどを楽しみ豊かに生活するための支援に取り組むとともに、就労の支援、雇用機会の拡大に取り組めます。



親亡き後などの生活維持のための支援

障がいのある人とその家族の多くが、「親が亡くなった後、残された子どもはどうなるのか」、「世話を誰がするのか」など強い不安を持っています。

障がいのある人が、住み慣れた地域で支えられながら、安心して生活が継続できるよう必要な取り組みを行います。



情報の取得と意思疎通への支援

障がいのある人が、障がいの特性に応じて容易に情報を取得することができ、障がいのある人とない人がお互いに意思を疎通することができるよう支援します。

また、手話は言語であるという認識のもと、手話の理解や普及を図ります。



障がいを理由とする差別に対する相談体制

障がいのある人などから、障がいを理由とする差別などについて相談に応じる体制を作ります。

また、「臼杵市障がい者差別解消調整委員会」を設置し、相談による解決が困難な場合に、助言またはあっせんによる解決を図ります。



お問い合わせ

臼杵市福祉課 障がい福祉グループ

TEL : 0972-63-1111

FAX : 0972-63-3063

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例

令和2年4月1日 施行



臼杵市では、障がいのある人に対する差別の解消及び障がいのある人の権利を尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりに向けて、障がい及び障がいのある人とその家族に対する市民の理解を深める取組並びに障がいのある人の社会参加に対する支援を更に充実させる必要があると考え、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例」を制定しました。

障がいのある人の権利の擁護等に関する理念が全ての市民に浸透し、障がいのある人もない人も同じ地域社会の一員として、誰もが互いを尊重し、支え合い、いつまでも安全に安心して心豊かに暮らせる臼杵市を目指しています。市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

臼杵市福祉課

しょう 障がいのある人もない人も ひと 心豊かに暮らせる ことろゆた 白杵市を 目指して

しょう 障がいを理由とする差別の禁止

すべての市民は障がいのある人に対して「障がいを理由とする差別※1」や、その他の権利利益を侵害する行為をしてはいけません。



しょう 障がいについての理解と促進

障がいがある人もない人も互いに尊重しともに支えあいながら心豊かに暮らすことのできる社会を作っていくためには、障がいがある人とその家族に関心を持ち、理解を深めていくことが大切です。

そして、障がいに対する誤解や偏見をなくしていく必要があります。「障がいのある人もない人もかけがえのない個人として平等に尊重される」という条例の基本理念を浸透させ、障がいのある人とない人の交流を推進することにより障がいについての理解を促進していきます。



ごう り てき はい りよ 合理的配慮の提供

障がいのある人にとって、毎日の生活を送る上で支障となる「社会的障壁※2」をなくしていくために「合理的配慮※3」をしなければなりません

ごう り てき はい りよ 合理的配慮が必要な場面

- ★ 医療や教育、療育その他の福祉サービスを提供するとき。
- ★ 施設・公共機関を利用及び提供するとき。
- ★ 情報を収集、利用及び提供するとき。
- ★ 災害時又は緊急時に援護を行うとき。
- ★ 商品の販売、不動産の取引又はサービスを提供するとき。
- ★ 雇用するとき。
- ★ その他合理的配慮が必要なとき。



※1 しょう 障がいを理由とする差別とは

直接的、間接的とかかわらず、不当な差別的扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいいます。

たとえば・・・

- ★ 障がいを理由に、商品やサービスの提供を拒否する。
- ★ 障がいを理由に、窓口の対応を拒否したり、順序を後回しにしたりする。
- ★ 障がいを理由に、必要がないにもかかわらず介護者の同行を求めるなどの条件をつける。

※2 しゃ かいてきしょうへき 社会的障壁とは

障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となる次のようなことを社会的障壁といいます。

たとえば・・・

- ★ 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ★ 制度（利用しにくい制度など）
- ★ 慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣、文化）
- ★ 観念（障がいのある人への偏見など）



※3 ごう り てき はい りよ 合理的配慮とは

障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態に応じて発生する社会的障壁を取り除くため、負担になりすぎない範囲で、障がいのある人にとって必要かつ合理的な現状の変更や調整を行うことをいいます。

たとえば・・・

- ★ 障がいがある人の意思を伝えるために、手話や筆談で対応する。
- ★ 通路に段差がある場合、車椅子の前輪を上げる手伝いをする。
- ★ 障がいの特性に配慮し、会議資料の文字を大きくしたり、振り仮名をつけたりする。